

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 小武川導流堤工事
工事地名	山梨県韭崎市円野町下円井地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 4月
2) 事務所名	富士川砂防事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026041005	1 4) 単価適用年月	2026年 4月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 4月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	砂防・地すべり等工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	274日間 自 令和 8年 5月 1日 (当初) 至 令和 9年 1月29日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	山梨県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	北杜地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	釜無川	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 3月 6日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 砂防事業費	2) 目： 砂防事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
-------------------	----------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 小武川導流堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	流路		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
流路		式	1		98,458,202				
砂防土工		式	1		1,285,602				
法面整形工 (ICT)		式	1		1,285,602				
法面整形 (盛土部) (ICT)	砂防ソイルメント部	m2	250	579.1	144,775			単-1号	
法面整形 (盛土部) (ICT)	土砂部	m2	1,970	579.1	1,140,827			単-2号	
導流堤工		式	1		94,957,556				
築堤盛土工		式	1		67,736,976				
砂防ソイルメント 路体 (築堤) 盛土	砂防ソイルメント 現場強度 2.0N/mm2 幅4.5m以上	m3	7,699	5,945	45,770,555			単-3号	
骨材採取		式	1		21,966,421			内-1号	
築堤盛土工 (ICT)		式	1		14,436,690				
土砂 路体 (築堤) 盛土 (ICT)	4.0m以上	m3	8,900	264.2	2,351,380			単-4号	
土砂等運搬		式	1		12,085,310			内-2号	

設計内訳書

工事名	R 7 小武川導流堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	流路		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
多自然護岸工		式	1		12,783,890				
巨石積(練)	φ 80～100cm、厚50cm 、21-8-40(高炉B)	m2	515	20,350	10,480,250			単-5号	
目地板		式	1		117,720			内-3号	
足場		式	1		2,185,920			内-4号	
仮設工		式	1		2,215,044				
工事用道路工		式	1		1,315,080				
工事用道路盛土		式	1		822,500			内-5号	
工事用道路補修		式	1		492,580			内-6号	
作業ヤード整備工		式	1		899,964				
ヤード造成 【粒径処理土仮置場】		式	1		190,876			内-7号	
ヤード造成 【砂防ソイル作業ヤード】		式	1		63,070			内-8号	
ヤード造成【砂防ソイルメント混合柵】		式	1		646,018			内-9号	

設計内訳書

工事名	R 7 小武川導流堤工事 (当 初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	流路		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
直接工事費		式	1		98,458,202				
共通仮設費		式	1		14,074,254				
共通仮設費		式	1		3,894,254				
運搬費		式	1		104,099				
仮設材運搬費		t	1		104,099			内-10号	
技術管理費		式	1		3,013,155				
配合試験費		式	1		1,867,155			内-11号	
システム初期費 (ICT)		式	1		1,146,000			内-12号	
現場環境改善費 (率計上)		式	1		777,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		10,180,000				
純工事費		式	1		112,532,456				
現場管理費		式	1		30,089,000				

設計内訳書

工事名	R 7 小武川導流堤工事	(当 初)				事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	流路		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価			式	1		142,621,456			
一般管理費等			式	1		25,048,544			
工事価格			式	1		167,670,000			
消費税相当額			式	1		16,767,000			
工事費計			式	1		184,437,000			

一式当たり内訳書

骨材採取
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削（砂防）	岩塊・玉石 3,000m3以上 無し							
[採取土]		m 3	7, 400	362. 3	2, 681, 020			
粒径処理	80を超え100以下							
		m 3	8, 039	1, 441	11, 584, 199			
積込（ルーズ）（砂防）	標準 土砂							
[粒径処理土積込]		m 3	6, 700	271. 8	1, 821, 060			
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 3. 0km以下							
[粒径処理土]		m 3	6, 700	862. 8	5, 780, 760			
整地	残土受入れ地での処理							
[粒径処理後不要残土]		m 3	740	134. 3	99, 382			
合 計					21, 966, 421			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削（砂防）	岩塊・玉石 3,000m3以上 無し							
[土砂採取]		m 3	8,900	362. 3	3,224,470			
土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0.8m3							
[採取土運搬]	土砂（岩塊・玉石混り土含む）無し 4.0km以下	m 3	8,900	995. 6	8,860,840			
合 計					12,085,310			

一式当たり内訳書

目地板

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

足場
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	単管傾斜足場 不要 標準	掛m 2	540	4, 048	2, 185, 920			
合 計					2, 185, 920			

一式当たり内訳書

工事用道路盛土

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削 (砂防)	岩塊・玉石 3,000m3以上 無し							
[土砂現地採取]		m 3	1, 000	362. 3	362, 300			
積込 (ルーズ) (砂防)	標準 岩塊・玉石							
[撤去]		m 3	1, 000	325. 9	325, 900			
整地	残土受入れ地での処理							
		m 3	1, 000	134. 3	134, 300			
合 計					822, 500			

一式当たり内訳書

工事用道路補修
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路補修 [通期]	L=410m 利用率1.0	回	6	56,890	341,340			
道路補修 [巨石運搬用]	L=370m 利用率1.0	回	1	51,340	51,340			
道路補修 [小武川下流砂防堰堤堆砂敷]	L=120m 利用率1.0	回	6	16,650	99,900			
合 計					492,580			

一式当たり内訳書

第 7号内訳書 ヤード造成
【粒径処理土仮置場】

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削（砂防）	岩塊・玉石 3,000m3以上 無し							
【土砂採取】		m 3	90	362. 3	32, 607			
粒径処理	80を超え100以下							
【粒径処理土量】		m 3	94	1, 441	135, 454			
整地	敷均し（ルーズ） 10,000m3未満 無し							
【ヤード造成】		m 3	80	134. 1	10, 728			
整地	残土受入れ地での処理							
【ヤード撤去】		m 3	90	134. 3	12, 087			
合 計					190, 876			

一式当たり内訳書

ヤト³造成

第 8号内訳書

【砂防ソイル作業ヤード[®]】

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

ヤード造成【砂防ソイルメント混合柵】

第 9号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削（砂防）	岩塊・玉石 3,000m3以上 無し							
【柵設置箇所掘削】		m 3	30	362.3	10,869			
積込（ルーズ）（砂防）	標準 岩塊・玉石							
【柵設置箇所埋戻し】		m 3	30	325.9	9,777			
基面整正		m 2	20	548.8	10,976			
混合柵設置・撤去		式	1		325,800			
敷鉄板溶接工								
【混合柵組立】		m	30.5	3,243	98,911			
敷鉄板切断工								
【混合柵解体】		m	30.5	4,459	135,999			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 111日 無 有							
【混合柵】		枚	4	10,650	42,600			
敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) 無 111日 無 有							
【混合柵】		枚	2	5,543	11,086			
合 計					646,018			

1t当たり内訳書

仮設材運搬費
第 10号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 34.9km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	16.04	4,990	80,039			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(片道分)	t	16.04	1,500	24,060			
合 計					104,099			

一式当たり内訳書

配合試験費

第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

システム初期費 (ICT)

第 12号内訳書

單價使用年月	2026. 04
步掛使用年月	2026. 04
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	法面整形(盛土部) (ICT)	砂防ソイルメント部	単位	m2	数量	1	単価	579. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		盛土部 無し 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	579. 1	579. 1		
計						579. 1		
単価						579. 1	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
単一2号	法面整形(盛土部) (ICT)	土砂部	単位	m2	数量	1	単価	579. 1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形 (I C T)		盛土部 無し 埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m 2	1	579. 1	579. 1		
計						579. 1		
単価						579. 1	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一3号	路体(築堤)盛土	砂防ソイルメント 現場強度2. 0N/mm2 幅4. 5m以上	単位	m3	数量	7, 699	単価	5, 945
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
攪拌混合		9. 5t/100m3を超え10. 4t/100m3以下	m 3	7, 893	3, 399	26, 828, 307		
土砂等運搬 (砂防) [混合材料運搬]		標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 0. 5km以下	m 3	7, 890	548. 8	4, 330, 032		
積込 (ルーズ) (砂防) [混合材料投入]		標準 土砂	m 3	7, 900	271. 8	2, 147, 220		
混合材料敷均し・締固め		4. 5m以上	m 3	7, 893	1, 579	12, 463, 047		
諸雑費 (まるめ)			式	1		1, 394		
計						45, 770, 000		
単価						5, 945	円/m3	

1 次单価表

單價使用年月	2026. 04
步掛使用年月	2026. 04
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一5号	巨石積(練)	φ80～100cm、厚50cm、21-8-40(高炉B)	単位	m2	数量	100	単価	20, 350
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	巨石積(練)	80cm以上100cm以下 無し 無し 無し 2. 0m3を超え2. 5m3以下 生コンクリート各種 標準 全ての費用	m 2	100	19, 360	1, 936, 000		
	積込(ルーズ)(砂防)	標準 破碎岩	m 3	54. 3	407. 3	22, 116. 39		
	土砂等運搬	標準 バックホウ バケット容量0. 8m3 硬岩 無し 4. 0km以下	m 3	54. 3	1, 412	76, 671. 6		
	諸雑費(まるめ)		式	1		212. 01		
	計					2, 035, 000		
	単価					20, 350	円／m2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	足場工	単管傾斜足場 不要 標準	単位	掛㎡	数量	100	単価	4, 048
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1. 5	33, 966	50, 949		
	とび工		人	4. 5	30, 396	136, 782		
	普通作業員		人	2. 7	27, 438	74, 082		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力 2 5 t 吊	日	0. 8	53, 200	42, 560		
	諸雑費（率＋まるめ） 33%		式	1		100, 427		
	計					404, 800		
	単価					4, 048	円／掛㎡	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	道路補修 [通期]	L=410m 利用率1. 0	単位	回	数量	1	単価	56, 890
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0. 82	27, 438	22, 499		
バックホウ（クローラ型） [標準型]		排出ガス対策型（第２次） バケット容量0. 8 m 3	時間	2. 87	11, 980	34, 382		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						56, 890		
単価						56, 890	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	道路補修 〔巨石運搬用〕	L=370m 利用率1. 0	単位	回	数量	1	単価	51, 340
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	0. 74	27, 438	20, 304		
	バックホウ（クローラ型）〔標準型〕	排出ガス対策型（第２次） バケット容量0. 8 m ³	時間	2. 59	11, 980	31, 028		
	諸雑費（まるめ）		式	1		8		
	計					51, 340		
	単価					51, 340	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	道路補修 〔小武川下流砂防堰堤堆砂敷〕	L=120m 利用率1. 0	単位	回	数量	1	単価	16, 650
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	0. 24	27, 438	6, 585		
バックホウ（クローラ型）〔標準型〕		排出ガス対策型（第２次） バケット容量0. 8 m ³	時間	0. 84	11, 980	10, 063		
諸雑費（まるめ）			式	1		2		
計						16, 650		
単価						16, 650	円／回	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	混合樹設置・撤去		単位	式	数量	1	単価	325, 800
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
とび工			人	4	30, 396	121, 584		
普通作業員			人	2	27, 438	54, 876		
バックホウ(損料)		排ガス型(第3次)・バケット容量0. 8m3	日	2	74, 650	149, 300		
諸雑費（まるめ）			式	1		40		
計						325, 800		
単価						325, 800	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

敷鉄板溶接工		単位	m	数量	30. 5	単価	3, 243
【混合榑組立】							
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0. 25	33, 966	8, 491		
溶接工		人	2	38, 454	76, 908		
電気溶接機 [ガソリンエンジン駆動・直流アーク式]	最大溶接電流 1 3 5 A	日	1	741	741		
諸雑費（率＋まるめ） 15%		式	1		12, 800		
計					98, 940		
単価					3, 243	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

敷鉄板切断工		単位	m	数量	30. 5	単価	4, 459
【混合樹解体】							
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0. 25	33, 966	8, 491		
溶接工		人	2	38, 454	76, 908		
普通作業員		人	1	27, 438	27, 438		
発動発電機(損料)	排出ガス対策型(第2次) 10. 5/13kVA	日	1	3, 824	3, 824		
アセチレン	ボンベ	k g	3	2, 220	6, 660		
酸素	ボンベ	m 3	7	522	3, 654		
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		9, 025		
計					136, 000		
単価					4, 459	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096 (mm) 無 111日 無 有	単位	枚	数量		単価	
	【混合桝】					1		10,650
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	9,546	9,546		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		4		
	計					10,650		
	単価					10,650	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0
	敷鉄板賃料	22×1,524×3,048(mm) 無 111日 無 有	単位	枚	数量	1	単価 5,543
	【混合桧】						
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	敷き鉄板賃料	22×1524×3048mm	枚	1	4,773	4,773	
	整備費（敷鉄板）	22×1524×3048mm	枚	1	770	770	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					5,543	
	単価					5,543	円／枚

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 34. 9km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4, 990
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B		製品長12m以内 40kmまで	t	1	4, 990	4, 990		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4, 990		
単価						4, 990	円／ t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み，取卸し(片道分)	単位	t	数量	1	単価	1, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み，取卸し費（仮設材等）			t	1	1, 500	1, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1, 500		
単価						1, 500	円／ t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	バックホウ	単位	式	数量	1	単価	598, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		バックホウ	式	1		598, 000		
計						598, 000		
単価						598, 000	円／式	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00-00-2-0	
	システム初期費（ＩＣＴ）	ブルドーザ	単位	式	数量	1	単価	548, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
システム初期費		ブルドーザ	式	1		548, 000		
計						548, 000		
単価						548, 000	円／式	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）〔標準型〕	排出ガス対策型（第２次） バケット容量0. 8 m ³	単位	時間	数量	1	単価	11, 980
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	0. 17	31, 926	5, 427		
	軽油		L	15	136	2, 040		
	バックホウ（クローラ型）〔標準型〕	排出ガス対策型（第２次） バケット容量0. 8 m ³	時間	1	4, 510	4, 510		
	諸雑費（まるめ）		式	1		3		
	計					11, 980		
	単価					11, 980	円／時間	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	バックホウ(損料)	排ガス型(第3次)・バケット容量0.8m3	単位	日	数量	1	単価	74,650
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	31,926	31,926		
軽油			L	108	136	14,688		
バックホウ（クローラ型）〔標準型〕		排出ガス対策型（第3次） バケット容量0.8m3	供用日	1.46	19,200	28,032		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						74,650		
単価						74,650	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	発動発電機(損料)	排出ガス対策型(第2次) 10. 5/13kVA	単位	日	数量	1	単価	3, 824
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	超低騒音型 排出ガス対策型(第2次) 10. 5/13kVA	日	1	1, 730	1, 730		
	軽油		L	15. 4	136	2, 094		
	諸雑費 (まるめ)		式	1		0		
	計					3, 824		
	単価					3, 824	円／日	

R 7 小武川導流堤工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	98,458,202
(2) 共通仮設費 -----	14,074,254
(3) 純工事費 -----	112,532,456

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	30,089,000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	142,621,456
-----------------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	25,048,544
------------------------	------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	167,670,000
-----------------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	16,767,000
-------------------	------------

(12) 請負工事価格 -----	184,437,000
-------------------	-------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	167,670,000
--------------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	167,508,000
-------------------	-------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	152,280,000
---------------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	25,057,219
-------------------------	------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事			合算工事： 0			
対象工事費	98,458,202	直接工事費	98,458,202	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		98,458,202	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		98,458,202		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7.8 %		0 %		
施工地域等補正		1.3	ICT施工補正	1		
率（補正後）		10.34 %（10.14% × 週休1.02）				
計上額		10,180,000		0	0	
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	98,458,202	直接工事費	98,458,202		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	98,458,202	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.79 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.79 %				
計上額	777,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	3,117,254				
運搬費	104,099	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	3,013,155
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					14,074,254

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	112,532,456	単独（追加工事）直接工事費	98,458,202	単独（追加工事）共通仮設費	14,074,254
非対象額計（－）	7,800				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	7,800	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	112,524,656	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	112,524,656		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	25.96％		0％		0％
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	26.74％（25.96％ × 週休1.03）		0％		
計上額	30,089,000		0		0
			6,287,625（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	富士川砂防事務所 工務課	工事番号	2026041005	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
				砂防・地すべり等工事

工事原価	142,621,456				
純工事費	112,532,456	現場管理費	30,089,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	7,800				
管理費区分9	7,800	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	142,613,656	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	142,613,656	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	142,613,656				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.53 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	25,048,544				
業務委託料等	0				
調査基準価格	167,508,000				
調査基準価格の100/110	152,280,000	（ 90.82 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 小武川導流堤工事

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 小武川導流堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
流路		式		1		
砂防土工		式		1		
法面整形工 (ICT)		式		1		
法面整形 (盛土部) (ICT)	砂防ソイルメント部	m2		250		
法面整形 (盛土部) (ICT)	土砂部	m2		1, 970		
導流堤工		式		1		
築堤盛土工		式		1		
砂防ソイルメント 路体 (築堤) 盛土	砂防ソイルメント 現場強度2. 0N/mm2 幅4 . 5m以上	m3		7, 699		
骨材採取		式		1		
築堤盛土工 (ICT)		式		1		
土砂 路体 (築堤) 盛土 (ICT)	4. 0m以上	m3		8, 900		

工事数量総括表

工事名	R 7 小武川導流堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
土砂等運搬		式		1		
多自然護岸工		式		1		
巨石積(練)	φ 80～100cm、厚50cm、21-8-40(高炉B)	m2		515		
目地板		式		1		
足場		式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
工事用道路盛土		式		1		
工事用道路補修		式		1		
作業ヤード整備工		式		1		
ヤード造成 【粒径処理土仮置場】		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 小武川導流堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
ヤード造成 【砂防ソイル作業ヤード】		式		1		
ヤード造成【砂防ソイルメント混合柵】		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
配合試験費		式		1		
システム初期費 (ICT)		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 小武川導流堤工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

令和 7 年度
R 7 小武川導流堤工事
(当初)
特記仕様書

令和 8 年 3 月
国土交通省 富士川砂防事務所

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 コリンズ（CORINS）への登録（共通仕様書 1-1-1-7）

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第 6 条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力（共通仕様書 1-1-1-7）

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 山梨県韮崎市円野町下円井地先 緯度 35° 44' 20. 82" 経度 138° 21' 45. 65"

終点 山梨県韭崎市円野町下円井地先 緯度 35° 44' 18. 50" 経度 138° 21' 44. 74"

第7条 コリنزへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。
（記載例）

本工事は、釜無川右支川小武川筋において、土砂流出防止と河床の安定を図る目的で計画された小武川第八砂防堰堤の貯砂量確保のために導流堤を設置する工事である。

主な工種は導流堤工であり、築堤盛土工（砂防ソイルセメント）約7700m³、築堤盛土工（土砂）約8900m³、多自然護岸工約500m²を予定している。

第8条 コリنزへの設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書（令和7年4月版）1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業 務 名	TECRIS番号
R 2 大武川流域外砂防施設設計業務	4045040548
H 2 4 釜無川流域砂防施設設計業務	4011570006

第9条 施工体制台帳（共通仕様書1-1-1-12）

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇建設株式会社 印
	

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）（共通仕様書1-1-1-15）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要性を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は富士川砂防事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

別紙様式-0

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表-3	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請けの資機材購入先の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第11条 低入札契約におけるモニターカメラ設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第12条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 導流堤工

第13条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式-15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 書類限定検査の実施

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第 15 条 設計図書の照査（共通仕様書 1-1-1-3）

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 16 条 情報共有システムの活用について

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 6 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 通信環境等により情報共有システムを使用できない場合は監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和 7 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
4. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
5. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
6. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 17 条 設計・施工技術連絡会議（三者会議）の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要する場合、監督職員と協議するものとする。「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 18 条 「設計審査会」の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 19 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・ 「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよ

う対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第20条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第21条 設計変更等（共通仕様書1-1-1-17）

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金額の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第23条 建設リサイクル法対象工事

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも、変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事	☐ 手作業

容 及 び 解 体 方 法		■有 □無	□手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
 なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。
 - ・ 再資源化等が完了した年月日
 - ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・ 再資源化等に要した費用
3. 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
4. その他
 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定していた条件により難しい場合には監督職員と協議するものとする。

第24条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第25条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。
 なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第26条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。
 なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3配合」に従うものとする。

第27条 施工管理（共通仕様書1-1-1-26）

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によ

るものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第28条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第29条 ICT活用工事（土工）について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. 定義

- (1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の標準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。
- (2) ICT活用工事とは、建設生産プロセスの以下段階において、ICTを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。
対象は、土工を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種に、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。
4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するICT施工技術を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記1）～7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、設計図書や5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サ

ービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和5年3月31日年国土交通省告示第250号）付録1測量機器検定基準2-6の性能における検討基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難または非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もICT活用工事とするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理及び品質管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）～4）から選択（複数選択可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1）～4）を原則とするが、現場条件等により以下5）～8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

(2) 品質管理

品質管理にあたり受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ 3次元データの納品

5. ①②③④により作成した3次元データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～⑤の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議する

ものとする。

第30条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第31条 ICT活用工事（土工）の費用について

1. ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

- ・ICT活用工事（土工1,000㎡以上）積算要領
- ・ICT活用工事（土工1,000㎡未満）積算要領
- ・ICT活用工事（砂防土工）積算要領
- ・ICT活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（1）（2）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

- ・共通仮設費率補正係数：1.2
- ・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1）～4）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第32条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第33条 デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

1. デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事

「デジタルデータを活用した鉄筋出来形計測に関する工事（以下、「本工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う準備作業（鉄筋へのマーカー設置等）、手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、段階確認時の配筋の出来形計測をデジタルカメラ等で撮影した画像計測により行うものである。

撮影画像（計測結果）は、遠隔地から確認することも可能であり、監督職員の遠隔臨場を実施する場合は、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）」、及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」に準拠するものとする。

2. 実施内容

(1) 段階確認時の実施内容

段階確認時の配筋間隔の計測において、従来のスケール等による実測とデジタルカメラで撮影した画像計測を併用し、両者の計測値の差を整理するものとする。また、計測時の条件（撮影箇所、撮影距離、気象条件等）は、必ず記録するものとする。

(2) 機器の準備

本工事に要する画像計測機器等は、受注者が手配するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 計測精度の検証

本工事による画像計測の精度検証のため、計測データを監督職員に提出するものとする。

(4) 効果の検証

本工事を通じた効果の検証（生産性向上効果の検証）及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

本工事にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上とする。

第34条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１） 洋式（洋風）便器
- （２） 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３） 臭い逆流防止機能
- （４） 容易に開かない施錠機能
- （５） 照明設備
- （６） 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８） 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９） サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０） 鏡と手洗器
- （１１） 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２） 室内寸法900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３） 擬音装置（機能を含む）
- （１４） 着替え台
- （１５） 臭気対策機能の多重化
- （１６） 室内温度の調整が可能な設備
- （１７） 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の

詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３５条 BIM/CIM適用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、３次元モデルの活用を提案 することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）３次元モデル作成の目安	
詳細度	２００～３００程度※１ ※３次元化の内容に応じて、部分的に詳細度４００とすることがある。 ※１ 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報※２ ※２ 部材等の名称、規格、仕様等の情報	３次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料２ オブジェクト分類」を参照。）

１．BIM/CIM実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIMの実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM実施（変更）計画書を作成する。

また、作成したBIM/CIM実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- １）工事概要
- ２）整理すべき課題
- ３）BIM/CIMの実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- ４）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
- ５）３次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- ６）３次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- ７）３次元モデルの作成・活用に必要な費用

２．BIM/CIM実施報告書の作成

BIM/CIM実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM実施報告書を作成する。以下の内容をBIM/CIM実施計画書に追記して作成する。

- １）後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）
- ２）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

３．成果物の納品

納品以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）
4. その他
最新の情報はBIM/CIMポータルサイト（<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>）で提供されているので、適宜参照すること。

第36条 DX データセンターの使用

本工事はDX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DX データセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DX データセンターの詳細については、DX データセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>）を参照すること。

第37条 工事中の安全確保（共通仕様書1-1-1-30）

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事故の防止を図らなければならない。
なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。
 - I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再確認教育工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年5月）」に基づき監督職員に確認を行うものとする。
3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
4. 工事期間中に配置する交通誘導員は、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
5. UAV等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。
URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第38条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

上記については土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

防災措置に要する費用については第15条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第39条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第40条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち、本工事区間に近接する架空線等上空施設について、現地で詳細を確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第41条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第42条 低騒音型建設機械の使用（共通仕様書1-1-1-34）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第43条 交通安全管理・工事現場管理（共通仕様書1-1-1-36）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第44条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
 - ② 現場等着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
 - ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）
- なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39官公庁等への手続き第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第45条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
緑化・花壇を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
盗難防止対策（警報機等）を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
社会貢献を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

〔表 1〕

現場環境改善の内容

費 目	
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

4. 本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 4 6 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
- 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - 真夏日の定義
日最高気温が30℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。
 - 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。また、環境省・気象庁の公表している値と現場実測値が乖離していると想定される場合は、現場実測値の使用について監督職員と協議すること。
 - 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。
 - 工期
工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
 - 基準日
受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。
 - 真夏日率
以下の式により算出された率をいう。
・ 真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期
 - 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・ 補正値（％）＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第４７条 工期

- １．本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式－１６により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年１月２９日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

- ２．工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	３０日間
② 後片付け期間	２０日間
③ 雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見こむための係数 実働日数×係数）	１．７６３
④ うち休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）	１６８日間

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０mm/日以上の日：４６日間

ロ）８時から１７時までのWBGT値が３１以上の時間を足し合わせた日数：２日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

- ３．著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- ４．後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- ５．降雪等による現場閉鎖期間は、監督職員の承諾を得るものとする。

第４８条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第４９条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「第48条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第50条 週休2日制適用工事（共通仕様書1－1－1－28）

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - 1) 週休2日
 - ①完全週休2日（土日）
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
 - ②月単位の週休2日
対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - 2) 対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
 - 3) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
 - ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
 - ・変更した就業規則
4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。
 - ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
 - ③官公庁の休日の場合

完全週休 2 日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1 年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休 2 日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休 2 日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休 2 日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休 2 日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第 5 1 条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下、実績変更対象費）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
3. 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式 1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
4. 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式 2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
5. 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
6. 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
7. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
8. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第52条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工時の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、最寄りの気象観測所における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第53条 担い手確保・育成の取組について

1. 本工事において、受注者自らが企画・実施した建設業の担い手確保・育成に関する取組について、その実施状況を様式－1及び様式－2により、監督職員へ報告できるものとする。
2. なお、企画・実施にあたっては、受注者の責において実施するものとする。
3. 企画・実施する取組については、以下を参考とされたい。
 - 1) 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組
 - ・ 学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施
 - ・ 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験等
 - 2) 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組
 - ・ 地域防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援等
 - 3) 建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組
 - ・ i-Construction（ICT土工等）の取組を広報
 - ・ 工事現場の週休2日（4週8休含む）の確保を徹底
 - ・ 働きやすい環境（更衣室、休憩場所の設置）の整備等
 - 4) 若手・女性技術者の確保・育成のための取組
 - ・ 当該工事現場をフィールドに、若手・女性技術者に対する研修や講習会を実施等
 - 5) その他
 - ・ その他、本条項の主旨に該当すると認められるもの

第54条 個人情報の取扱いについて

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記載された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙一2)を発注者に提出しなければならない。

9. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

10. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

11. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

12. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第55条 新技術の活用(新技術の定義)

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第56条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第55条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第55条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第57条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施
「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。
2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象
遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形	品質	出来ばえ
--	------------	-----	----	------

	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 58 条 契約後 V E 方式

1. 定義

「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E 提案の意義及び範囲について

1) 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2) 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E 提案書の提出について

1) 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1

～ 4) に 記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由

(2) V E 提案の実施方法に関する事項 (当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E 提案の審査について

提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否等について

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面 (別紙様式 5) により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等について

1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額 (以下「V E 管理費」という。) を削減しないものとする。

4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護について

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 59 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告

するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第55条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第60条 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

導流堤工 砂防ソイルセメント工法 配合設計段階1検体、施工後段階1検体

第61条 出来高部分払方式について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第62条 時間的制約

本工事は、施工箇所が山間地等にあるため、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮した補正の条件を適用することができる。

・時間的制約条件

山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

時間的制約状況の程度	作業時間／日	補正割増係数
時間的制約を受ける場合	7時間／日を超え 7.5時間／日以下	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	4時間／日を超え 7時間／日以下	1.14

なお、条件の適用を求める場合、集合離散場所、集合離散場所から施工現場までの移動時間及びその確認方法について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第63条 直轄土木工事における賃金・労働時間の実態調査＜試行＞

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金・労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金・労働時間等の実施率・達成率を工事完成検

査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第64条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第2章 土工

第65条 土の分類

本工事で掘削する土の分類は、以下のとおりとする。

土砂 ： 岩塊・玉石

第66条 導流堤盛土

導流堤盛土に使用する土砂は、小武川下流砂防堰堤堆砂敷から採取するものとし、運搬（3. 12 km）を見込んでいる。なお、詳細については監督職員と協議するものとする。

第67条 一般事項（共通仕様書1-2-3-1）

発生材については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。

第68条 立木の伐採

1. 工事の施工箇所（及び砂防堰堤（床固）堆砂敷地内）における立木の伐採は必要最小限とし、伐採対象木については監督職員の確認を得なければならない。なお、伐倒木の集積場所等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

2. 本工事で支障となる立木については、本工事で伐採等を行うものとする。なお、費用については見込んでいないので、受注者は伐木範囲及び木材の処理方法等について監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

なお、有価物が発生する場合は、監督職員と協議すること。

第69条 盛土工

1. 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。本工事における盛土基礎地盤は段切りの不要な勾配であることを想定しているが、工事着手後、段切りが必要となった場合は、断面等について監督職員の承諾を得なければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第70条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

護岸	記号	粗骨材 最大寸法 (mm)	スランプ (cm)	施工基準 強度 (N/mm ²)	セメント の 種類	水セメント 比 (W/C)
巨石積（練）	E	40	8±2.5	21.0以上	高炉B種	60%以下

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。
3. 冬期養生について
冬期養生方法については、12月1日～3月31日の適用期間に、給熱養生を見込んでいる。

第71条 配合（共通仕様書1-3-3-3）

一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下としなければならない。

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・ 仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）
- ・ 最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝 及び街渠等の構造物。
- ・ 管（函）渠等（φ600未満、600mm×600mm未満）の構造物。
- ・ 道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・ 耐久性を期待しない構造物。
- ・ 河川における護岸構造物（特殊堤及び船着場等は除く。）

第2編 材料編

第1章 土木工事材料

第72条 一般事項

- ・ 巨石積に使用する石は、φ80cm～100cm程度とし、薄いもの及び細長いものであってはならない。なお、小武川下流砂防堰堤堆砂敷からの運搬（3.37km）を見込んでいる。

第73条 目地版（共通仕様書2-2-10-2）

伸縮目地材は、合成樹脂発泡体（発泡倍率15倍）とし厚さは10mm又はこれと同等品以上とする。

第 7 4 条 建設資材調達困難に係る設計変更

地域の社会情勢等により、当初設計において予定していた建設資材に関して、調達に不足の日数を要する場合は工期延期について、または、調達困難な場合は同等品質以上の建設資材への変更について、事前に監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については、設計変更の対象とする。

第 3 編 土木工事共通編

第 1 章 総則

第 7 5 条 現場技術員（共通仕様書 3－1－1－4）

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を関東建設・グラウンド設計共同体に委託している。

第 7 6 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

第 7 7 条 段階確認（共通仕様書 3－1－1－4）

受注者は共通仕様書ならびに下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
導流堤工	導流堤盛土工 （砂防ソイルセメント）	法線設置完了時

第 7 8 条 品質証明（共通仕様書 3－1－1－6）

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第 7 9 条 工事完成図書の納品（共通仕様書 3－1－1－7）

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第80条 富士川砂防事務所砂防関連情報管理システム用のデータ作成

1. 前条の電子納品について、「富士川砂防事務所砂防関連情報管理システム」に登録するための「追加キーワードシート」を作成し、そのデータ（Excelファイル）を提出するものとする。
2. 「追加キーワードシート」及びその入力方法については、監督職員より通知する。

第81条 技術検査（共通仕様書3-1-1-8）

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分（完済を含む）の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第82条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。
 - ①施工計画書
 - ②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）
 - ③工事打合せ簿（協議）
 - ④工事打合せ簿（提出）
 - ⑤工事打合せ簿（承諾）
 - ⑥出来形管理図表
 - ⑦品質管理図表
 - ⑧品質規格証明資料
 - ⑨品質証明書
 - ⑩工事写真なお、以下の工事については対象外とする。
 - ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第83条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 一般施工

第84条 多自然護岸工

1. 多自然護岸工の施工にあたっては、石の直径の1/2程度をコンクリートに埋め込むものとし、施工範囲等詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。

第85条 石材の採取

多自然護岸工に使用する石材は現場内採取とし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

また、採取後の整地及び跡片付け等の細部については、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、採取場所等に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

第86条 構造物取壊し工（共通仕様書3-2-9-3）

工事施工範囲に伴って、既設構造物の支障となる部分について取壊しを行うものとするが、その範囲等の詳細については監督職員と協議するものとする。

第87条 工事用道路（共通仕様書3-2-10-2）

1. 工事用道路の使用については、受注者自ら安全を確認のうえ通行するものとする。
2. 韮崎市営林道小武川線の小武川2号橋は、車両重量規制があるため、準中型以上の車両は通行できない。
3. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と補修実施の有無、構造・範囲等について協議するものとする。なお、補修費用については設計変更の対象とする。
4. 本工事で施工する工事用道路は、原則として工事終了後撤去し、原形に復するものとする。
5. 本工事の工事用道路工には、下記を見込んでいる。

道路補修〔通期〕	L=410m×6回
道路補修〔巨石運搬用〕	L=370m×1回
道路補修〔小武川下流砂防堰堤堆砂敷〕	L=120m×6回
6. 補修に関する詳細は監督職員の承諾を得るものとする。

第88条 仮設工

本工事で施工する工事用道路及びその他の仮設備等に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。ただし、現地状況により仮設構造等の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第89条 仮締切工（共通仕様書3-2-10-5）

仮締切工については、当初は見込んでいないが、必要に応じて設計変更の対象とする。なお、設計対象流量は下表のとおりとする。

対象時期	対象流量
1月、2月、11月、12月	52.52m ³ /sec
3月	78.78m ³ /sec
4月～8月	105.48m ³ /sec
9月、10月	157.57m ³ /sec

第90条 現場除雪

1. 受注者は、当該工事の施工に必要な範囲の除雪作業が必要になった場合、除雪の実施方法及び処理方法等について監督職員と協議するものとする。本費用については、契約変更の対象とする。

第91条 クレーン費用

本工事の多自然護岸工におけるラフテレーンクレーンについては25t吊（日極）を計上しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第4編 砂防編

第1章 砂防堰堤

第92条 天端面整形

護岸背後等の天端面について、平坦に締固めるものとする。なお、詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。

第93条 砂防ソイルセメントの施工

- 砂防ソイルセメントの施工においての基本的事項は土木工事共通仕様書 第8編砂防編第8節コンクリート堰堤に準拠するほか、「砂防ソイルセメント施工便覧(平成28年(財)砂防・地すべり技術センター)」に準ずるものとする。
- 砂防ソイルセメントの材料の締固め厚は、1リフトにつき層厚30cm以下、締固め回数は10回(振動無2回、振動有6回、振動無2回)を原則とし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 敷均し及び締固は下記の機種を原則とし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
 - バックホウ(山積0.28m³)
 - 振動ローラ 3~4 t
 - 振動タンパ 60~100kg
- 凍結、乾燥の防止のため、シート及び養生マット等で養生するものとし、詳細については監督職員の承諾を得るものとする。

第94条 砂防ソイルセメント材料採取

- 砂防ソイルセメントに使用する土砂は、小武川下流砂防堰堤堆砂敷から採取するものとし、詳細については監督職員と協議するものとする。

なお、材料として使用する土砂は、150mmを超えるレキ径の材料及び木片等土砂以外のは取り除くものとする。また、採取後の整地及び後片付け等の細部については、監督職員の承諾を得るものとする。
- 骨材の最大寸法は150mmとするが、配合試験の結果により契約変更の対象とする。また、賦存率は90%で計画しているが、選別結果により率が大きく異なる場合は監督職員と協議のうえ、契約変更の対象とする。
- 粒径処理後の採取土砂及び練混ぜに使用する水について、下記の試験を行うものとする。

試験名	試験基準等	試験目的
ふるい分け試験	JIS A 1102、1204	粒度分布の把握
突固めによる土の締め試験	JIS A 1210	最適含水比(単位水量)の目安把握
含水比試験	JIS A 1125、1203	母材含水比の変動範囲設定、混合時の必要加水量の把握
有機不純物試験	JIS A 1105	有機物混入量の把握
練混ぜ水の品質試験	JSCE-B101	水質の把握

第95条 砂防ソイルセメント材料の混合 (記載例第215条) (R6小武川導流堤第89条)

- 砂防ソイルセメント材料の練混ぜは現地練りとし、配合は下記の仕様を標準とするが、配合試験の結果により設計変更の対象とする。

構造物	粗骨材 最大寸法	スランプ (cm)	単位 セメント量	単位骨材量 (kg/m ³)	セメントの 種類	摘要
-----	-------------	--------------	-------------	-------------------------------	-------------	----

	(mm)		(kg/m ³)			
導流堤	150	0	90	2100	高炉B種	

ただし、高炉セメントにより難しい場合については監督職員の承諾を得るものとする。

なお、配合決定に必要な試験練りの実施方法及び現地施工の際の詳細な配合は、現場練りの結果を基に監督職員と協議するものとする。

2. 圧縮強度は下記の通りとする。

構造物	管理段階	強度区分	評価区分	圧縮強度の基準	圧縮強度の規格値
導流堤	施工前の配合 決定試験	配合強度	供試体強度	$\sigma_{28}=3.5$ (N/mm ²) 程度	基準以上
	施工時の品質 管理試験	現場強度	供試体強度	$\sigma_{28}=2.0$ (N/mm ²) 程度	

また、配合試験時及び施工時の品質管理のための試験費については、次のとおり見込んでいるが、監督職員の指示により数量が変更になる場合は、契約変更の対象とするものとする。

配合決定試験	試験練り回数	9 バッチ
	スランプ試験	9 回
	供試体作成	5 4 検体
	圧縮強度試験(単位体積質量測定を含む)	5 4 検体

第4編 その他

第96条 現場における留意事項

施工を行うにあたって、以下の事項について留意すること。

1. 施工を行うに当たっては、地層構造や地山の劣化状態を調査し、崩壊等の危険性について詳細に確認・検討すること。また、過去及び現在の地山の崩壊等の状況、作業箇所の形状等にも注意した上で危険性を判断すること。

なお、対策立案の一助とするため、下記資料を提供することができる。

- (1) 最新及び過去の災害時の航空写真（の撮影者・撮影時期）
- (2) 過去の土砂災害発生年月、災害状況写真、災害時の降雨量、最新の崩壊分布図
- (3) 最新の雨量情報は、富士川砂防事務所のHP（<http://www.ktr.mlit.go.jp/fujikawa/>）で閲覧できる。

2. 崩壊等の危険性が高い場所での作業に当たっては、崩壊等の危険がある部分を確実に取り除く等した上で行うこと。また、必要な安全対策を実施すること。
3. 法面等において作業を行う場合は、万一の崩壊に備え、その日の作業開始前や異常時の地山の点検を適正に行って施工するほか、関係法令の遵守に加え、作業員の安全確保に万全を期すこと。
4. 以上の事項については、受注者及び関係下請負者等の作業員を含めた関係者へも周知徹底を図ること。
5. 上記4項目に対し実施する内容については、施工計画書に記載し提出する。

なお、実施内容について、必要と認められるものについては、監督職員との協議により、設計変更の対象とする。

第97条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 98 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

- ① 気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。
 - イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - ※ 開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
- ② 気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。ただし、点検が日没後となる場合は、翌日の日の出後に点検を行うことができる。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 99 条 土石流に対する安全対策

1. 施工箇所は土石流が発生する恐れのある河川と考えられるので、作業の安全を確保するために必要となる対策を実施するものとする。
2. 安全対策の検討のための資料提供
対策立案の一助とするため、下記資料を提供することができる。
 - (1) 流域面積・河床勾配・最新及び過去の災害時の航空写真（の撮影者・撮影時期）
 - (2) 過去の土砂災害発生年月、災害状況写真、災害時の降雨量、最新の崩壊分布図
 - (3) 最新の雨量情報は、富士川砂防事務所のHP（<http://www.ktr.mlit.go.jp/fujikawa/>）で閲覧できる。
3. 安全対策設備
安全対策として必要な仮設備の仮設にあたっては、受注者自らの責任において、現地状況を十分に把握し安全性、経済性及び細部構造等について十分に検討を行った上、必要な安全対策設備を施工するものとする。
なお、安全対策設備の設置に要する費用については計上していないが、協議の上、契約変更の対象とする。

第 100 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。
また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものと擦る。

第 101 条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第47条 第47条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第42条
安全対策関係	■ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。	第37条 第99条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ■ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用及及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第87条 第87条 第87条 第87条
仮設備関係	■ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	第88条 第89条

概略工事工程表

別紙ー5

工事名：R7小武川導流堤工事

工 種		単位	数 量									令和8年	備考
				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
準備工		式	1	余裕期間※任意で設定可能									・30日間
仮設工		式	1										・工事用道路工 1pt ・作業ヤード整備工 1pt
導流堤工(砂防ソイルセメント)		m3	約7700										・築堤盛土工(砂防ソイルセメント) 1pt ・法面整形(砂防ソイルセメント) 1pt
導流堤工(多自然護岸工)		m2	約500										・多自然護岸工 1pt
導流堤工(土砂)		m3	約8900										・築堤盛土工(ICT)(土砂) 1pt ・法面整形(土砂) 1pt
後片付け		式	1										・20日間
制約条件	お盆、年末年始		—										・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

様式 - 1

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名		受 注 社 名	
項 目	実 施 内 容		
☐ 建設業界への入職のきっかけ作りとなる取組み			
☐ 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組み			
☐ 建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組み			
☐ 若手・女性技術者育成のための取組み			
☐ その他			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

様式 - 2

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

担当出張所名：_____

工 事 名		受 注 社 名	
項 目			
実 施 内 容			
実施日（期間）		対象者・人数	
他工事との合同実施	☐ 有 ☐ 無	合同実施工事名	
マスコミ取材	☐ 有 ☐ 無	取材社名（新聞社、テレビ等）	
（具体的な実施内容の説明）			
（添付図・写真）			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を使用したものです。(承認番号 平17関使 第218号)」

富士川砂防事務所管内図

縮尺 1:200,000



R7小武川導流堤工事

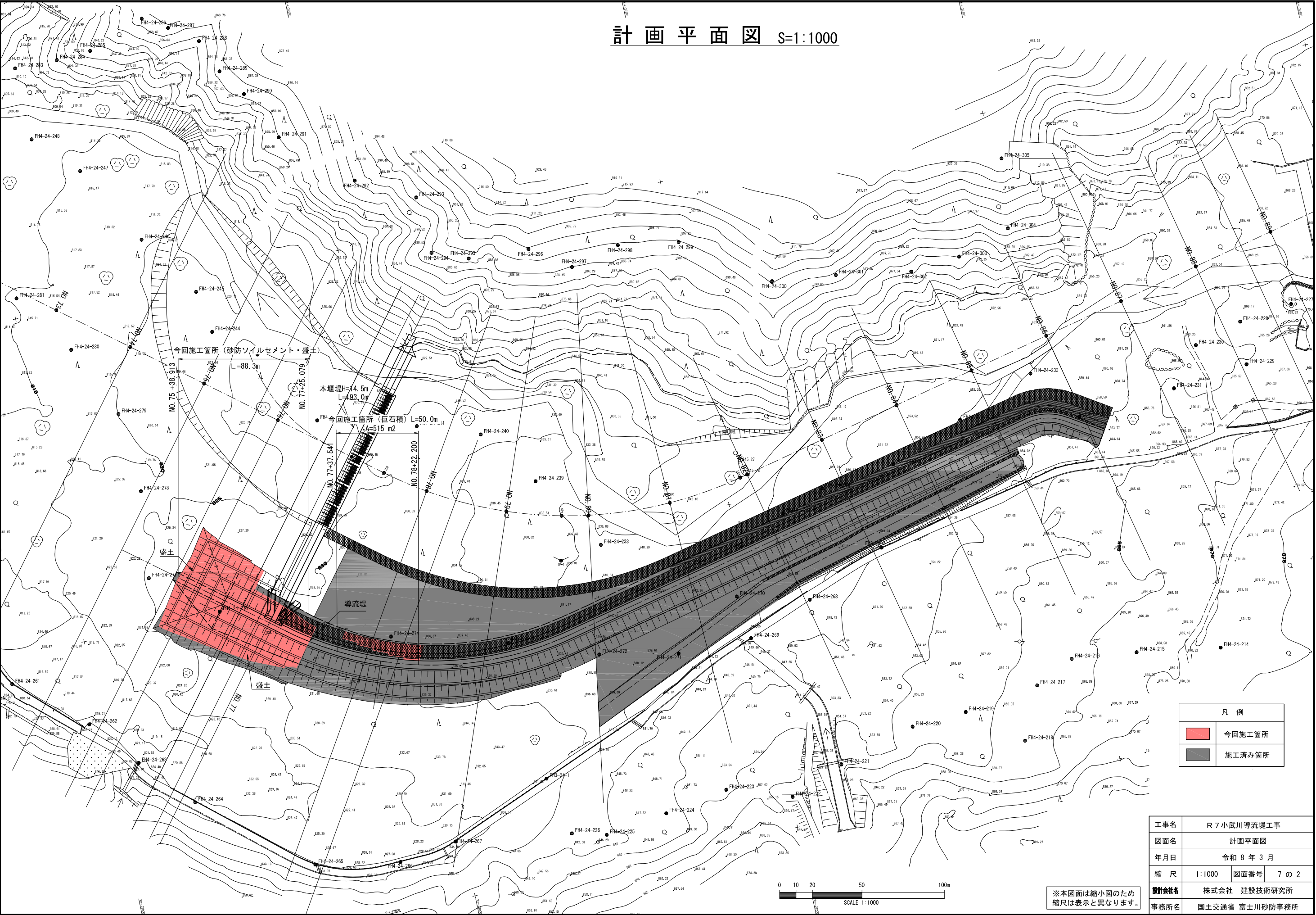
凡 例



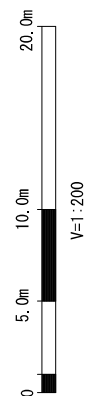
今回工事箇所

工 事 名		R 7 小武川導流堤工事							
図 面 名		位 置 図							
年 月 日		令和 8 年 3 月							
縮 尺		図 示		図面番号		7 の 1			
設計会社名									
事 務 所 名		国土交通省 富士川砂防事務所							
所長		副所長		課長		係長		設計	

計画平面図 S=1:1000



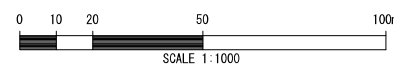
V=1: 200
H=1:1000



凡 例	
	導流堤護岸設置範圍
	今回施工箇所
	施工済み箇所

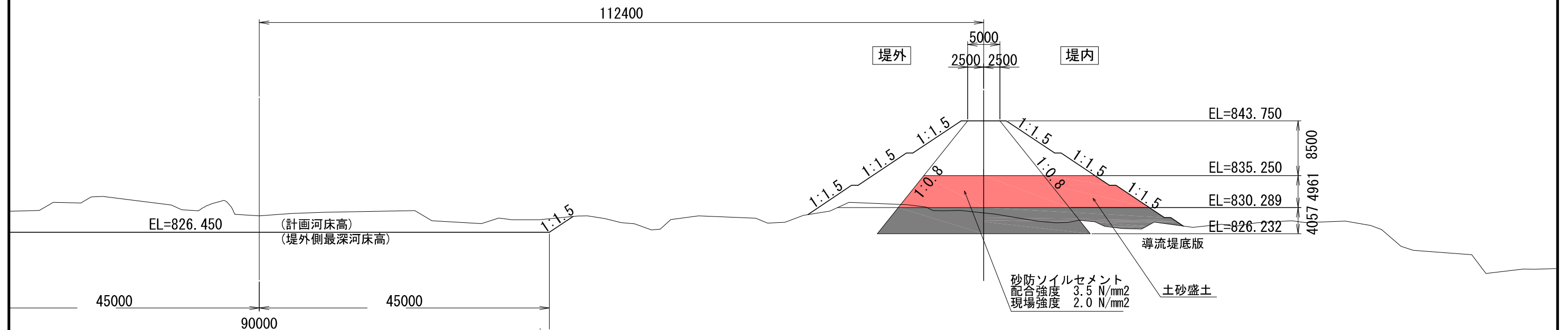
工事名	R7小武川導流堤工事		
図面名	導流堤縦断面図		
年月日	令和8年3月		
縮尺	V=1:200 H=1:1000	図面番号	7の3
設計会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

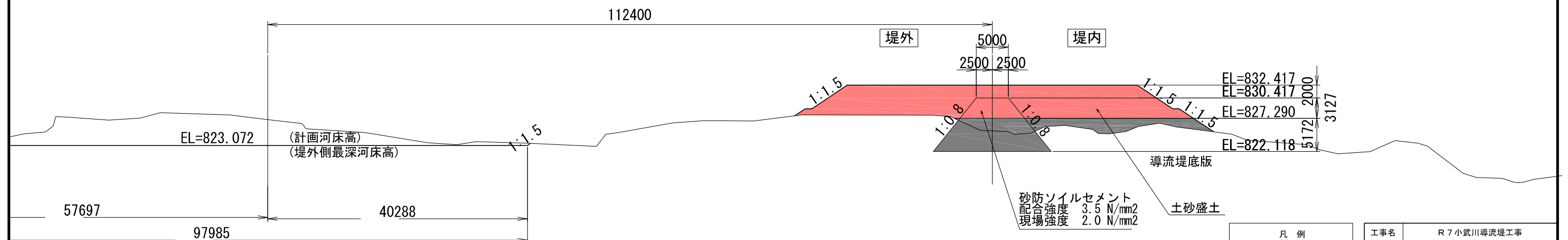


導流堤標準断面図(1) S=1:300

NO. 77 (1)
GH=829.03
 FH=826.450

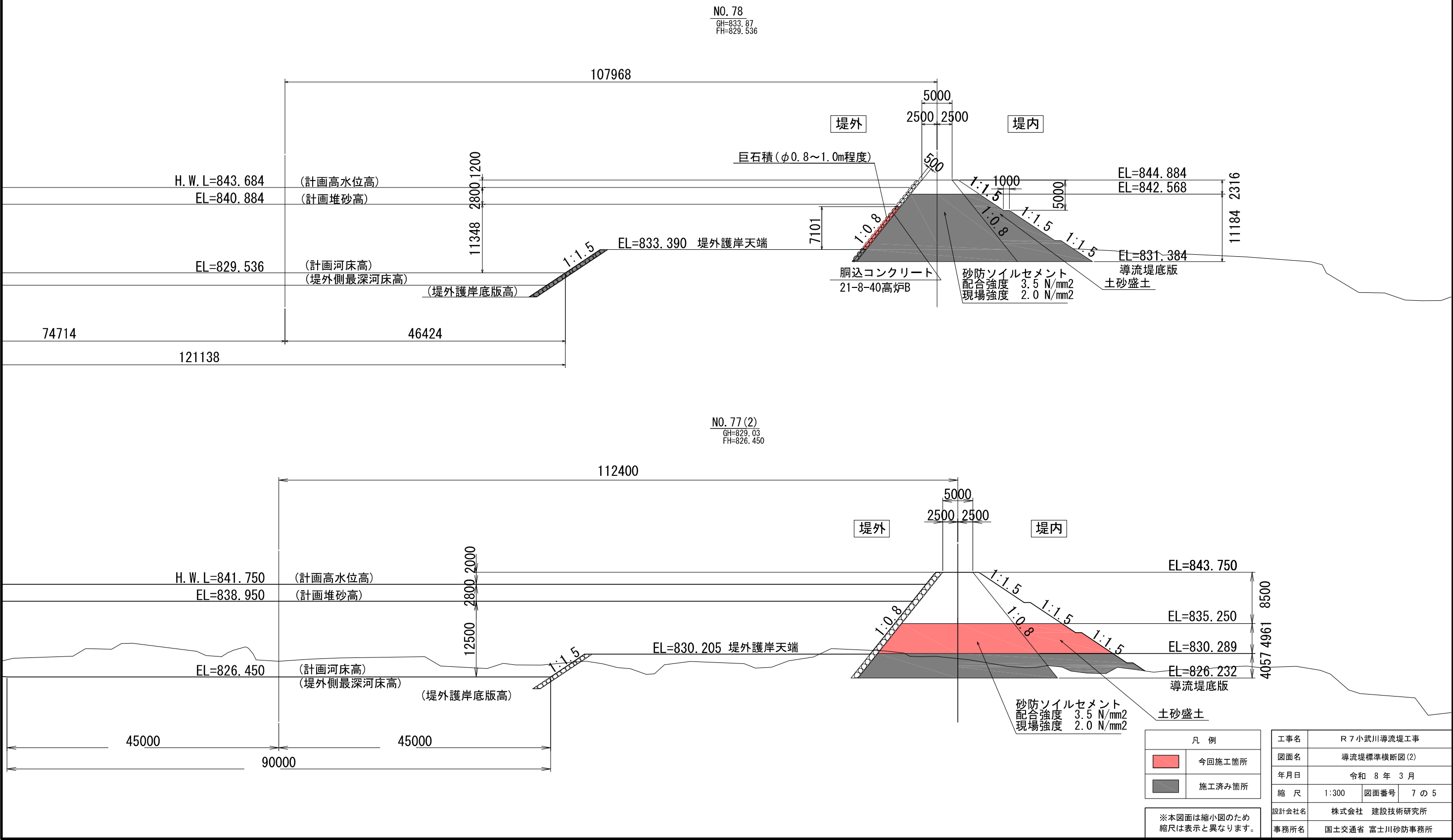


NO. 76
GH=827.05
FH=823.072



凡 例		工事名	R 7小武川導流堤工事	
	今回施工箇所	図面名	導流堤標準横断面(1)	
	施工済み箇所	年月日	令和 8 年 3 月	
		縮 尺	1:300	図面番号 7 の 4
※本図面は縮小図のため 縮尺は表示と異なります。		設計会社名	株式会社 建設技術研究所	
		事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所	

導流堤標準断面図(2) S=1:300



S=1 : 500



凡 例		工事名	R7小武川導流堤工事	
	今回施工箇所	図面名	横 断 図 (1)	
	施工済み箇所	年月日	令和 8 年 3 月	
		縮 尺	1:500	図面番号 7 の 6
※本図面は縮小図のため 縮尺は表示と異なります。		設計会社名	株式会社 建設技術研究所	
		事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所	



凡 例		工事名	R 7 小武川導流堤工事	
	今回施工箇所	図面名	横 断 図 (2)	
	施工済み箇所	年月日	令和 8 年 3 月	
		縮 尺	1:500	図面番号 7 の 7
※本図面は縮小図のため 縮尺は表示と異なります。		設計会社名	株式会社 建設技術研究所	
		事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所	